

広情個審第24号

平成29年9月1日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

保有個人情報開示請求却下決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年6月24日付け広企法第9号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第45号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年6月24日付け広企法第9号の諮問事案（諮問第45号事案）

平成27年5月8日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月21日付け広企法第6号で行った保有個人情報開示請求却下決定に対する同月28日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った、却下決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った本件開示請求に対し、情報開示請求に応じるよう求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

市報は行政資料であり、市立図書館に置かれていても、行政公開が目的であり、平成28年広島市条例第9号による改正前の条例第34条第2項（現行条例第35条第2項。以下同じ。）の「本市等の図書館等において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記載されている保有個人情報」に該当せず、適用除外に当たらない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、次のとおりである。

広島市報は、市行政に関する事項を一般に周知させる目的で刊行しており（広島市報発行規則第1条）、図書館等におかれ、市民の利用に供されている。このため条例第34条第2号の、本市等の図書館等において、市民の利用に供することを目的として管理している刊行物に該当する。そして、刊行物に記載されている個人情報については、条例第34条の規定により、同条例の規定が適用されないこととされている。したがって、広島市報に記載されている個人情報については、条例の規定は適用されない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件開示請求は、広島市報に記載された申立人の個人情報の開示を求めるものである。

広島市報は広島市立図書館等において、市民が自由に閲覧することができる刊行物であるから、当該個人情報は、条例第34条第2号の「本市等の図書館等において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている保有個人情報」に該当し、条例の規定は適用されない。

したがって、実施機関が本件開示請求を却下した決定は妥当である。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 6. 24	広企法第9号の諮問を受理（諮問第45号で受理）
29. 7. 6 (第1回審査会)	第1部会で審議
29. 8. 1 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授